

# 身体拘束の適正化のための指針

## 1. 身体拘束の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の「生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き」禁止されており、「身体拘束」は原則すべて虐待と考えられる。

湯河原病院附属訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）では、利用者への身体拘束は利用者に、不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節の拘縮や筋力の低下など、利用者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性がある。身体拘束は、虐待行為として認識し、本指針を策定し全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

## 2. 身体拘束に該当する行為

### (1) 身体拘束

緊急やむを得ない場合等正当な理由なく身体を拘束すること。

\*この場合の正当な理由とは、切迫性(利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可

能性が著しい場合)非代替性(身体拘束以外に代替する方法がないこと)、一時性(身体拘束は一時的な

ものであること)すべてを満たす場合

### (2) 身体拘束の具体例

①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③自分で降りられないように、ベッドを柵(サードレール)で囲む

④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける

⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する

⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る

⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る

⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰服用させる。

⑪自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する。

また、身体拘束がもたらす弊害とは以下のとおりとなっている。

① 身体的弊害

- ・身体機能の低下や、拘束している部分が圧迫されて褥瘡が発生してしまう可能性がある
- ・食欲低下・心肺機能の低下・免疫力の低下など内的な弊害がもたらされる可能性がある

② 精神的弊害

- ・本人や家族等に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛、さらに人間としての尊厳を侵すことになる
- ・身体拘束により認知症が悪化してせん妄などの併発する可能性がある

③ 社会的弊害

- ・介護サービス事業所等に対する不信感や偏見をもたらす恐れがある
- ・本人の身体機能が著しく低下した場合、QOL の低下を招くだけでなくこれまで以上に医療的処置が必要となり、家族への経済的負担にも影響をもたらす

### 3. 身体拘束の適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所では、身体拘束の適正化に取り組むにあたって「身体拘束の適正化委員会」を設置する。

(1) 設置の目的

身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、身体拘束の適性化を実施することを目的とする。

(2) 身体拘束防止及び適性化委員会の構成委員、委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 身体拘束防止及び適性化委員会の開催

委員会は、年に1回以上開催する。虐待防止委員会と報告連携を行う。

身体拘束発生時等、必要な際は随時開催する。

(4) 身体拘束防止及び適性化防止委員会の役割

- ①身体拘束及び適性化に対する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②身体拘束防止及び適性化のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④身体拘束予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤身体拘束が発生した場合の対応と、原因分析、再発防止策に関すること

#### 4. 身体拘束防止及び適性化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利養護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修を職員全員に対し実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 正当な利用なく身体拘束が発生し、虐待と判断される場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因のすみやかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

#### 6. 身体拘束等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとします。相談窓口は3(5)で定められた高齢者等防止担当者とします。

(2) 事業所内で正当な理由なく身体拘束等が疑われる場合は、身体拘束防止及び適性化委員会及び虐待防止担当者に報告し、すみやかな解決につなげるよう努める。

(3) 訪問する利用者宅内における高齢者等虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者等虐待防止委員会及び担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促す

#### 7. 当指針の閲覧について

利用者は、事業所内で本指針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

#### 8. その他

権利養護及び高齢者等虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利養護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則 2024年4月1日より施行とする。

2026.3.27 改定